

一二 孝山小山秀綱書状案〔立石知満氏所蔵文書〕

孝山（小山秀綱）、烏山南の那須資胤に、祇園城が北条方より織田信長の重臣滝川一益の手を経て返還されるとの情報伝える。

如承意遙々不申通意外迄候、仍羚羊寄思召越給候、好物之上賞翫此事候、

仍祇園去十八滝川所江（二巻）自南方被相渡候、爰許江滝左可被相渡分三候、聞召（北条氏）

可為御満足候、扱亦愚痛氣于今樗与無之候、雖然種々令養性候条、少減（滝川一巻）

氣之様ニ候、御使以下被指越儀、堅々不可叶候、御吉事重而恐々謹言、

（天正十年）
五月廿六日

孝山判（小山秀綱）

烏山南江（那須資胤）

【読み下し文】

承意の如く遙々（ようよう）申し通ぜず意外までに候。仍つて羚羊思し召し寄せ越し給わり候き。好物の上賞翫（しょうがん）此の事候。仍つて祇園去る十八滝川の所へ南方より相渡され候き。爰許へ滝左相渡さるべき分に候。聞こし召し御満足たるべく候。扱亦愚痛氣（さてまた）今に樗（しか）と之なく候。然りと雖も種々養性せしめ候つるの条、少し減氣（げんき）の様候。御使以下指越さるる儀、堅く堅く叶うべからず候。御吉事重ねて恐々謹言。